

議 会 資 料	議案第 7 4 号
こども家庭課	

志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び志摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

保育所等での不適切保育や虐待事案が社会問題化したことを受け、子どもの安全確保を徹底することを目的として、児童養護施設等の職員による虐待と同様の通報義務や対応措置を、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等、保護者と離れた環境下で支援を行う施設においても拡大するため、児童福祉法等の一部が改正されたことを受け、同法の引用箇所を改正します。

2. 改正する条例の要点

児童福祉法第 33 条の 10 において、第 2 項及び第 3 項が加えられたことに伴い、次のとおり

- ①志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

第 25 条中にある引用箇所である「第 33 条の 10 各号」を、「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」に改めます。

- ②志摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 12 条中にある引用箇所である「第 33 条の 10 各号」を、「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改めます。

3. 改正による効果等

児童養護施設等の仕組みを保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等にも適用することにより、行政という外部の目が入ることで、客観的な事実確認と、子どもの安全を最優先した迅速な介入が可能となり、子どもの権利擁護が大幅に強化されます。

志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

(平成26年志摩市条例第28号)新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正後 (案)
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号 _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

志摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年志摩市条例第30号)新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正後 (案)
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。